

平成30年

第6回6月定例教育委員会議事録

平成30年6月26日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 30 年 6 月 26 日
- 開会時間 午前 10 時 00 分
- 閉会時間 午前 11 時 15 分

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 平成 30 年第 5 回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
- 今回議事録の署名委員 高木 和敏 委員

(2) 議事 (全て可決)

- 第 28 号 大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について
- 第 29 号 大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱について
- 第 30 号 臨時に代理した事件の承認について
- 第 31 号 臨時に代理した事件の承認について

(3) 教育長報告

なし

(4) 報告

- ①大野城市立学校における学校閉庁日の実施について
- ②学校施設内におけるコンクリートブロック塀等の設置状況一次調査について

(5) その他

- ①教育長の業務報告 (5 月～6 月分)
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 30 年 7 月分)
- ③6 月定例議会 一般質問の概要について
- ④不登校セミナーについて
- ⑤子どもたちの「いのち」を守る研修会について

4 出席した委員等 吉富 修 (教育長) 角 敬之 安部 一枝 高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春

5 欠席した委員

6	出席した職員	教 育 部 長	平田 哲也
		教 育 政 策 課 長	橋元 啓樹
		教 育 振 興 課 長	森永 希代美
		教 育 指 導 室 長	野口 英世
		ス ポ ー ツ 課 長	船越 善英
		ふるさと文化財課長	石木 秀啓
		教育政策課係長	葉山 賀瑞江
		教育政策課担当	佐藤 恵士

7	会議の書記	教育政策課教育政策担当	佐藤 恵士
---	-------	-------------	-------

午前10時00分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより平成30年6月定例教育委員会を開会いたします。

[会議録承認]

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の5月定例会にて梶原委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○角委員

署名されておる間によろしいでしょうか。

○吉富教育長

はい、どうぞ。角委員。

○角委員

きょうから3期目の教育長さんになられてるんじゃないかと思うんですけども、そのご挨拶とか、必要なんじゃないかと。

それと、今回、議事次第に、やはりそれをきちんと入れるべきじゃないかなと思うんですけども、事務局のほうのお考えをお聞かせください。

○橋元教育政策課長

それはすみません。角委員さんのおっしゃるとおりだと思っておりましたので、申しわけありません。次から気をつけたいと思います。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、高木委員さんをお願いいたします。次回の委員会において署名をお願いいたします。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

今、角委員のほうからご指摘がありました。私のほうからでございますが、3期目で最初の登庁日でございます。きょう、突然ではございましたけど、平田部長を初めとして、最初の記念すべき日にいろいろ声をかけていただきました。大野城市市役所の職員として、鍛えられた手腕を教育委員会において存分に発揮していただいているおかげで、きちっと務められますことを感謝申し上げると同時に、このような市職員の間で同時に仕事ができることを感謝したいと思います。また、その旨を職員の方々に大声で主張させていただいたところです。これから3期目もどうぞよろしくお願いいたします。（「よろしく願います」の声）（拍手）

ありがとうございます。ご配慮、ありがとうございました。

それでは早速、進めさせていただきます。本当にご配慮ありがとうございました。

〔議 事〕

○吉富教育長

きのう、教育委員さん方、事務局におかれましては、本年度最初の学校訪問、御笠の森小学校がございましたので、集合していただきまして、学校訪問1校目を迎えることができました。ありがとうございました。

先立つこと、兄弟提携都市の韓国のほうから訪問団があつています。非常に感心されて帰られたという全体像を聞いております。その中でも、どんなところに感心して帰られましたかといった質問を校長にしましたところ、まず、学習中の姿勢がいわゆる立腰として非常にきれいだということでございます。それから、教師の発言に、指導に従って子どもたちの挙手がきれいである、あるいは数が多いということ。それから、子どもたちの学びやとして、廊下、それから手洗い場あるいは各教室の棚の上と教室環境が極めて丁寧に整えられているということにこのほか感動して帰られた模様でございます。

また、御笠の森小学校の売りでありますはだし教育、これにつきましても訪れられた学校関係者が「うちでもやってるけども、希望者だけだ」ということで、このよう

に徹底していくことで、御笠の森のような教育成果を収めたいという感想を漏らして帰られたということでございます。報告させていただきたいと思っております。

そういう韓国団の感想とともに、各教室が、初任者とベテランの違いはありましても、整然と学習指導していた。学校長先生を初めとして、御笠の森全体のチーム学校の成果が出ているなど感じております。どうもありがとうございました。

それでは、早速、進めさせていただきます。

[第28号議案 大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について]

○吉富教育長

第28号議案、大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

第28号議案、大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について、別紙のとおり提出するものでございます。

理由です。大野城市いじめ防止条例第14条第1項の規定に基づき、大野城市いじめ問題対策連絡会議委員を委嘱するものでございます。

お手元の資料の2ページをお願いいたします。

本年度はこちらの委員の皆様の委嘱を考えております。

委嘱期間は平成30年6月26日から平成31年3月31日まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉富教育長

説明が終わりました。ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第28号議案について、承認することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第28号議案は承認すべきものと決めます。

[第29号議案 大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱について]

○吉富教育長

第29号議案、大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

第29号議案、大野城市道徳教育推進協議会委員の委嘱についてでございます。

大野城市道徳教育推進協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、大野城市道徳教育推進協議会委員を委嘱するものでございます。

お手元の資料の4ページをお願いいたします。

平成30年度はこちらの皆様にも委員をお願いしたいと考えております。

委嘱期間でございます。平成30年7月6日から平成31年3月31日まででございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第29号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第29号議案は承認すべきものと決めます。

[第30号議案 臨時に代理した事件の承認について（学校運営協議会委員の任命について）]

○吉富教育長

引き続き、第30号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をお願いいたします。

野口室長、お願いします。

○野口教育指導室長

第30号議案、臨時に代理した事件の承認についてでございます。

大野城市学校運営協議会委員の任命につきまして、平成30年6月4日付で、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

理由です。大野城市学校運営協議会委員の任命につきまして、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたため、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則第5条の規定により臨時に代理いたしましたので、同規則第6条第5号の規定によりこれを報告いたしまして、承認を求めるものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

6ページは大野小学校の学校運営協議会委員の皆様を考えております。7ページは月の浦小学校の学校運営協議会委員の皆様を考えております。

8ページもお願いいたします。8ページは平野小学校の学校運営協議会委員の皆様でございます。

3校とも、委嘱期間は平成30年6月4日から平成31年3月31日まででございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

大野小学校、月の浦小学校、平野小学校についての学校運営協議会委員の提案でございました。

ただいまの説明につきまして質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第30号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第30号議案は承認すべきものと決めます。

[第31号議案 臨時に代理した事件の承認について（学校運営協議会委員の任命について）]

○吉富教育長

第31号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

第31号議案、臨時に代理した事件の承認についてでございます。

大野城市学校運営協議会委員の任命につきまして、平成30年6月18日付で、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、報告いたしまして、承認を求めるものでございます。

理由でございます。大野城市学校運営協議会委員の任命につきまして、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたため、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則第5条の規定により臨時に代理いたしましたので、同規則第6条第5号の規定によりこれを報告いたしまして、承認を求めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

大城小学校の学校運営協議会委員の皆様を考えております。

委嘱期間です。平成30年6月18日から平成31年3月31日まででございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

大城小学校学校運営協議会委員の提案でございます。ただいまの説明につきまして質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第31号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第31号議案は承認すべきものと決めます。

予定されておりました議案につきましては以上でございます。

高木委員、お願いいたします。

○高木委員

今の議事の30、31ですかね。これは学校運営協議会委員さんですけど、これはこの教育委員会で承認せにゃいかんのですかね。私、思うんですけど、事務的な手続として、これはもう学校単位で動いてますよね。ですから、ここは名表だけ出して、報告でいいんじゃないかなろうかと思うんですけど。

我々はどなたがしてあるかわかるんですけど、その前の市の道徳とか大野城市全員でかかわる分に関しては、議題に上げて当然かなと、当然でないんですけど、思うんですけど。この学校運営協議会の委員の承認については、もうと思うんですが、いかなものでしょうかね。もっと簡素化という意味で。

○吉富教育長

学校運営協議会設置の規約のほうから。

○高木委員

規約があると思うんですよ。だから、報告するものとするぐらいで。

○角委員

規約に、承認を求めるものってなってますよね。

○高木委員

ですかね。

○角委員

規約に。

○高木委員

だから、規約改正か何か検討を。今すぐじゃないですけど、なるべくもう簡潔に進むのであれば、スリム化したほうが、当局もですね、と思うんですが。単なる意見ですけど。

○橋元教育政策課長

わかりました。今、角委員もちらっとおっしゃったように、今、規約上に載っておりますので、こちらのほうの承認が必要ということになっておりますが、そういったお話があったということで、それを踏まえて、もし皆さんのご意向としても、もういいんじゃないかなということでしたら、上位法などもちょっと調べさせていただく必要があると思いますが、それで問題ないということであれば、検討させていただきたいと思います。

○高木委員

よろしくをお願いします。

○吉富教育長

基本的には問題は発生しないだろうと思うんですが、各地区を代表する教育委員さん方にここにおいでいただいておりますので、知っていただきたいということが、この学校運営協議会設置規約の趣旨でございましたので、そこの趣旨がいかげなものかといったことを根底に今度検討してもらいたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

高木委員、いいですか、それで。

○高木委員

もう軌道に乗ってるからですね。

○吉富教育長

そうですね。

○高木委員

検討よろしくをお願いします。

○橋元教育政策課長

わかりました。

○吉富教育長

いい視点からのご意見ありがとうございます。

[教育長報告]

○吉富教育長

4番の教育長報告でございますが、今月は特に報告すべき事項はございませんので、進めさせていただきます。

[報告]

○吉富教育長

大きな5番、報告ですね。(1)大野城市立学校における学校閉庁日の実施について、教育政策課より説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、教育政策課よりご説明をさせていただきます。

お手元のほうに、大野城市立学校における学校閉庁日の実施についてという資料をお配りさせていただいていると思いますので、そちらを使ってご説明をさせていただきますと思います。

○吉富教育長

1枚物です。

○橋元教育政策課長

よろしいですか。まず、1、本市における実施内容というところで、本市が実施する内容を書かせていただいております。

まず（1）の実施目的でございますが、長期休暇中に学校閉庁日を設定することで、教職員の年次休暇等の取得の推進を図り、心身の健康増進を図るという部分が一つ。

あともう一つ、夏季における省エネルギーの推進を図るということで、二つ目的を挙げさせていただいております。

（2）の実施期間ですが、実施期間は夏季休業中の8月13日から15日の3日間としております。

（3）の実施方法につきましては、原則として児童・生徒は登校させず、部活動も実施しないということにいたします。

（4）教職員の服務ですが、教職員の服務につきましては、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第10条に規定しております、いわゆる「休日」ではないことから、教職員は学校閉庁日に合わせて年次休暇、夏季休暇、週休日の振りかえを取得するよう勧奨するということになっています。平たく言うと、強制的にそこは休めというわけではないので、休暇を取得してくださいということを推進するということになります。

続きまして2点目、休暇等はいくまでも教職員の申請や届け出等に基づくものとなりまして、今申し上げたように、強制というわけにはいかないということになっております。

また、（5）期間中の電話対応等につきましては、緊急連絡につきましては、教育委員会教育政策課のほうで対応させていただき、必要に応じ、学校管理職等に連絡を行うことといたしたいと思っております。

あと2番目、緊急以外の問い合わせ等につきましては、学校閉庁期間以外に行うよう保護者にもあらかじめ周知をさせていただきたいと考えております。

続きまして、2番に背景ということで載せておりますが、教育委員さんの皆様方はもう既にご存じのことでもあるかと思いますが、今、国のほうで、教職員に限らず、働き方改革を進めさせていただいております。文部科学省からも、学校の働き方改革に関する緊急対策ということで取りまとめられて通知が行われております。そちらの内容が、資料1ということで添付をさせていただいている内容でございます。

また、そういった動きに合わせて、福岡県のほうも教職員の働き方の改革の取り組み指針を定めまして、何項目かつくって、これをぜひ市町村も実施してくださいとい

う働きかけがございました。その中で、学校閉庁日の設定が取り組みの一つとして挙げられておりました、市町の教育委員会にも取り組みを求められております。そういった動きを受けて、うちのほうも設定させていただくということでございます。

あと最後に、近隣の状況ですが、近隣の状況につきましては、筑紫野市、篠栗町、那珂川町さんは、まだ本格的な取り組みの方針が定まっておられないようですが、そのほかにつきましては、30年度より実施が内定と伺っております。

その内容につきましては、大野城市同様、夏季休業中の8月13日から15日、3日間実施するという内容が最多となっております。

なお、冬季休業中の12月27日から28日、2日間について、筑紫野市及び篠栗町が既に実施を予定していると伺っております。

すいません、長くなりましたが、説明は以上です。

○吉富教育長

お尋ねがございましたら、どうぞお願いいたします。

高木委員、お願いいたします。

○高木委員

これは今年度のもう夏から。

○橋元教育政策課長

はい、そうです。

○高木委員

そうですか。この保護者への周知というのは、委員会のほうから何か出るんですか。それとも、学校から出されるんですかね。

○橋元教育政策課長

今のところ、まず校長会のほうで説明とかをさせていただいて、学校のほうに周知をお願いしたいと考えております。

○高木委員

ああ、そうですか。

意識として、これはやはり働き方改革で、教員が今すごく大変だということは、もうですね。ブラック企業だと出てるんですけども、できれば、これは市報か何かに出していただいたほうが、より市民の方が。

私がよく現役のとき耳にしたのは、「学校の先生、夏休みがあつてよかねえ」と。夏休みなんかないんですよ、子どもはあつても学校の職員に対しては。ですから、少しでも世間の皆様にご理解いただくように、当然学校からは、こういうふうな閉庁日を設けますと、しかし、働き方改革により、教員のほうもこういうふうに変わりつつあると。いろいろ、よその市町が決定していない、よくわかります、その辺の事情も。お盆前後のとり方で二転三転したこともあったかと思うんです。ぜひ市報にも載せていただいて、一般の家庭にも周知していただくということをお願いします。要望ですね。

○橋元教育政策課長

市報を所管している情報広報課と協議をしないといけないのですが、一般的に考えたら、7月15日号に本当は間に合えばいいんですけど、8月1日号でしたらいけると思います。

○高木委員

それでもいいと思います。

○橋元教育政策課長

そちらのほうは、掲載するように協議をさせていただきたいと思います。

○吉富教育長

それでは、よろしいですか。

どうぞ。安部委員、お願いいたします。

○安部委員

この実施についてのペーパーの中に、(3)として、「原則として児童生徒は登校させず、部活動も実施しない」、「原則として」と書いてあるんですけど、この資料

4の一覧を見ますと、もう決定ということですので、大野城の場合は、この日にちがここに入りますよね。そして、検討をしたということですよ。

一番上の表の右側の丸が那珂川と大野城とついてないんですけど、この扱いは「原則として」といった場合に、どういう表記になるんですか。

それと丸というところは、「原則として」という内容になっているんですか。

○橋元教育政策課長

まず一つ、うちのほうが方針として決めさせていただいてるのが、部活動というわけではないんですが、学校開放をさせていただいてると思います。学校開放自体は、13日から15日も開放はさせていただくという方向で考えております。

ですから、学校が閉庁ということは、あくまでも教職員の休息と、先ほど目的で説明したように、夏季にどうしても電力が伸びているところとかもありましたので、そういうのを抑えたいという方向で、学校の教職員自体にはなるべくお休みになっていただくということですが、学校自体を閉めるかという、そういうわけではございません。そのあたりも含めて、「登校せず」と書かせていただいています。

ほかの自治体さんがどういった基準で丸にされてらっしゃるかとはわかりかねるところがあるんですけど。私どもとしては、完全に閉めるわけではないという考えで、こちらのほうに丸を入れていないということです。

○吉富教育長

はい、どうぞ。

○安部委員

閉めるわけではないということは、承知しましたが、この欄の表記としては、部活動と具体的に載っているの、ここで今私たちが受けましたことと、この表で、日にちと、検討しましたということはわかりますけど、原則、部活動に関して書いてあることが、この右端の丸印にはどういうふうに反映するのかということ。

○平田教育部長

この調査結果の時点では、大野城市はまだ検討中でしたので、ここで委員さんにもご了解いただいて、あと、校長会で了解いただきましたら、一番右側には丸がついて、

実施しない形の、そういう形の表記に変わってくる形になると思います。

○安部委員

はい、わかりました。ただ、ちょっと引っかかるのが、「原則として」というのが、学校開放ではなくて、部活動と学校開放は少し違うので、そのところがどうなるかというのがちょっと気になりましたので伺いました。

○橋元教育政策課長

今、教育部長が申し上げたように、あともう一つ、すみません、ご説明がおくれましたが、学校閉庁日の設定を行うのが、実はちょっとうちのほうが協議をしていた関係で、ほかの自治体さんより動きが遅かったのは事実でございます。その中で、県のほうの照会文書とか、丸が漏れているということにはなっておりますが、当然そういった方針を決めれば、教育委員会、校長会に説明した後、実際の部活の顧問の方々にお話をさせていただくことになりますので、そちらの運用も含めてお話をさせていただくことになります。

○吉富教育長

はい、どうぞ。

○安部委員

重ねてあれですが、丸が漏れてるということではなくて、どういう表記になりますかっていうことがちょっと伺いたかったので、この資料が不備だよというわけではありません。

以上です。

○吉富教育長

いいですか。事務局を困らせたのは、私の意見もあったんです。13、14、15日に生徒指導的な問題が発生しないということはないんですよ。そしたら、閉庁日って決めとって、あったら、ぱっと結局出てくるんですね。全職員出すんですね。それならば、閉庁日って市民の方に学校の先生はおらんげなというような思いをさせるよりも、橋元課長が冒頭に述べましたように、年次休暇とか夏季休暇とかを積極的にとりつつも、

それだったら、さっと出るような体制のほうが市民の方には非常にいい姿勢としてとっていただけるんじゃないだろうかといったことで審議を私がおくらかしたというのがありますので、申しわけございません。

○橋元教育政策課長

あとすみません、1件だけよろしいでしょうか。

○吉富教育長

はい、どうぞ。お願いします。

○橋元教育政策課長

今、担当のほうから報告があつたんですが、部活動については、こういった動きをさせていただく上で、あらかじめちょっと打診をさせていただいたところ、全中学校、部活動はする予定はないということで報告を受けているようです。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○安部委員

はい、承知しました。

○吉富教育長

ほかに。

はい、どうぞ。角委員、お願いいたします。

○角委員

対外の試合みたいのが、お盆のときに多分ないだろうと思うんですけども、そういう大会がもしもあったときには、原則としてしないけれども、そういうものがあるときには参加はさせますという意味もあるのかなと思って見たんですけども。

○橋元教育政策課長

そうですね。確かにお盆明けに大きな大会などが控えてる学校があるという内容は伺っております。生徒さんにすれば、お盆もしたい子はいるのかなと思いますが、それは決まりとして、13日から15日は控えてくださいという話でしょうと思っております。

○吉富教育長

いいですか。

○角委員

結構です。

○吉富教育長

ほかには。

どうぞ、高木委員、お願いいたします。

○高木委員

お盆前後に休むということは大賛成なんですよ。その次に、やっぱりありました、過去、大きな大会とか。例えば陸上大会の駅伝とか。学校が試験休みに入るんですね。そうしたら、四、五日休ませて、練習しないで、ぼっといきなり本番をやると、やっぱり体によくないと。それで休む。だから、放課後、一般生徒は休みでも、駅伝に出る選手は1時間だけしていいよとか、そういうのは特例として、子どものこと考えると認めたこともあったんですよ。ですから、やっぱり原則という言葉はぜひ残しておかないかと思えます。

それと、中体連主催と色々な種目によっては、協会がすることがあるんですよ。例えば、種目によって、バスケット、例えば中体連と協会、社会体育のほうで大会もあつてるところもあるんですよ。そしたら、協会は協会として、多分、中体連にはぶつからない別の日を設定してたようないきさつがあります。私ももう引退して長いですからね。ですから、その辺も加味して、もうここは原則として休ませると。それこそ教師の働き方改革で浸透したほうが、子どものため、子どものためと思ってやっても、パーフェクトはできないような気がする。その辺の指導もよろしくお願ひしたいなと思えます。

○吉富教育長

ありがとうございました。では、進めさせていただきます。

(2) 学校施設内におけるコンクリートブロック塀等の設置状況一次調査について、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、こちらの内容についても、教育政策課のほうからご説明をさせていただきます。本日お配りさせていただいた、左上をホチキスどめしている資料2枚とスライドのほうを使ってご説明をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

ちょっと準備をさせていただきますので、そのままお待ちいただければと思います。

[スライド準備]

○橋元教育政策課長

それでは、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料のほうを御覧ください。

まず1枚目、「学校施設内におけるコンクリートブロック等の設置状況一次調査について」というプリントでございます。

1番の調査日時及び調査方法につきましては、6月18日月曜日に発生いたしました大阪北部の地震を受けまして、建築基準法に適合していないコンクリートブロック塀等がないか、市内の全小・中学校を対象に、6月19日火曜日に調査を実施いたしております。

調査方法としましては2点ございまして、まず1点目、建築基準法不適合となる高さ2.2メートル以上のコンクリートブロック塀、いわゆる大阪で事件が起こったような高いブロック塀がないかということが1点目。

あと2点目が、基礎や控え壁の設置等、特別な施工が必要となる高さ1.2メートル以上のコンクリートブロック塀があるかないかの2点を中心に確認をさせていただいております。

その調査結果ですが、2番に書かせていただいているように、まず①の2.2メートル以上のコンクリートブロック塀はないということで確認をさせていただきました。

続きまして、2番の基礎や控え壁等の設置等特別な施工が必要となる高さ1.2メー

トル以上のコンクリートブロック塀は小学校5校、中学校1校ございました。そのうち、小学校の2校と中学校の1校につきましては、設計図面等により建築基準法に適合していることを確認をさせていただいております。あと、図面等で確認ができない小学校3校については、業者へヒアリングを行い、最適な調査方法を確認することになっております。

この最適な調査方法というのが何かということですが、今、報道等でよくあっていますが、例えば、一番いいのは壊さないで確認ができることだと考えておりますので、レントゲンみたいに、上から機具を当てて鉄筋の有無を確認する方法で確認ができないかというのが1点目。それができないということになると、部分を壊して確認をする。きのうから報道等でよく出てますけど、壊して確認をするという方法にするかというような内容です。課内で業者さんとヒアリングを行いながら、検討させていただいております。

実際の懸案として、残っている3校についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、大野北小学校です。正門のところの横のブロック塀、こちらになります。こちらがいわゆる20センチ高になりますので、6段あると120センチを超えることになりますけれども、こちらは6段ちょっとございますので、120センチを超えることになっています。こちらのほうは、部分の基礎とか、鉄筋とかが入ってるかどうかちょっとわからないということで、図面等に残っていないということで、こちらの確認をする必要があると考えています。

続きまして2点目が、これが大野東小学校。大野東小学校もやはり門扉の近くの壁ということになります。こちらのほうは6段を越えてますので、120センチを超えることになると思います。ここに、大東工務店の事務用品と書いてある下のほうに、90度に当たってるような壁があると思います。ちょうどこの部分です。この部分に90度壁と向かって入ってるのが、これがいわゆる控え壁ということになりますが、こういった控え壁を1.2メートル以上の壁の場合、ある程度の長さになったら、これを入れていきなさいというような部分があります。

こちらのほう、金曜日に現地調査を職員がやったところ、いわゆるこの幅というか、ピッチと言いますが、ピッチが3.4メートル以内じゃないといけませんよというのが、ここはどうしても3.4メートル以上ありそうだということで確認をされました。そうすると、やっぱりここに控え壁を1本入れないといけないと、担当のほうは今考

えているみたいです。

続きまして3点目です。3点目が下大利小学校の、これは私有地と学校用地を分ける壁でございます。こちらの後ろのほうが何かというと、もう高速道路です。境界みたいな感じだと図面のほうでは確認してます。こちらの部分ですが、こちらはフェンスがほかと違って立ってます。フェンスが立っているこの基礎の部分には鉄筋をちゃんと入れてあるみたいなんですけど、この柱と柱の間の壁についてしっかり鉄筋の施工がしてあるかどうか図面等で確認できないということに今のところなっています。ですから、そちらのほうの鉄筋の確認をするということになります。

以上3校が、いわゆる塀で確認ができていないところになるんですが、まずこちらのほうも正直言って、今、建築の担当のほうに確認をさせていただいているところですが、こちらの建築基準の不適合というのが、担当としては、恐らく学校施設としてつくる際に不適合なものをつくることはございませんので、その時々法に準じた施工がしてあると考えてはいるんですが、平成7年の阪神淡路大震災以降、建築基準法は日々強化されておりますので、現行の法に合うかということ、その点はちょっと心配をしているところでございます。

2番の説明は以上です。

あと3番に調査結果を行っていく上で、ここはちょっと懸案としてあるなというところが1件ございます。それが大利中学校の校門の前です。校門の前で、こちらの擁壁のほうは市が施工した部分なんですけど、その上に、小さい写真ではわかりにくいんですが、1.1メートルから40センチぐらい後ろに、セットバックしたところに塀が立っている、民地の塀になります。民地の方の塀が立っておりまして、こちらのほうが高さもございますので、大規模地震とかがあって、市の擁壁も絶対崩れないということはないかとは思いますが、上のほうの塀が崩れる場合は、ちょっと危険だなと考えているところでございます。

ですが、こちらは当然、私有地も絡む内容になりますので、住民の皆さんにご理解を得ながら、またセットバックした部分は私有地でございますので、その部分の利用を考えながら、最適な方法を考えていかないといけないかなということで、懸案として上げております事例でございます。

以上、4点が現在の一次調査でわかっている部分になりますが、あとほかにブロック塀等以外で、例えば市の防球ネットであるとか、そういった部分の確認も随時進めさせていただいているところで、必要な措置を講じる必要があれば講じていきたいと

考えています。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりましたが、何か説明の中に使われました資料等についてご確認はありませんか。

この事件が報道されて、すぐに教育政策課のほうにお願いしましたところ、文科省のほうから調査の指示が出る前に、既にもうこの時点ではこれだけ把握されて、次の対策も練っていただいていますので、迅速な処理を本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、これで5番の報告は終わらせていただきたいと思います。

[その他]

- ①教育長の業務報告（5月～6月分）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成30年7月分）
- ③6月定例議会 一般質問の概要について
- ④不登校セミナーについて
- ⑤子どもたちの「いのち」を守る研修会について

○吉富教育長

次に進みます。大野城心のふるさと館のオープンについて、チラシがありますが、石木課長のほうから何かございますか。

○石木ふるさと文化財課長

先ほど、ふるさと文化財課の業務の中でもお知らせしましたけれども、7月21日9時50分から、ふるさと館の1階のジョーホールを使いまして、オープニングセレモニーを行っていく予定でございます。中身としましては、大野北小の子どもたちの出演を行いまして、テープカットなども行われて、華やかに開館をしていくという予定に

なっております。

以上です。

○吉富教育長

わかりました。どうぞよろしく願いいたします。どうぞご参加のほう、お願いいたします。

それでは、予定しておりました議案と報告事項については終わりましたので、これをもちまして第6回6月の定例会につきましては終わらせていただきます。

午前11時15分 閉会